

見附市消防職員の被服の貸与及び支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月18日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第32号

見附市消防職員の被服の貸与及び支給に関する規則の一部を改正する規則
見附市消防職員の被服の貸与及び支給に関する規則（昭和52年見附市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表2中

「

救助服	2年	数量は、それぞれ1とする。 支給対象者は、救助隊員とする。
救助靴	2年	
救助手袋	1年	

」を

「

救助服	2年	数量は、それぞれ1とし、新任職員 の救助服は2とする。
救助靴	2年	
救助手袋	1年	支給対象者は、救助隊員とする。

」に改める。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。